平成２５年（フ）第１９７号
埼玉県深谷市瀬山561番地
債務者　有限会社金川商事
代表者取締役　金　　鍾克
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午前11時
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７６号
山口市前町２番22号、前住所山口市上宇野令777番地37
債務者　淺田　育生
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　　博
4　破産債権の届出期間　平成25年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年９月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５２７号
福岡県大野城市東大利３丁目10番１―301号　リバーサイドシブタ
債務者　大嶋　哲也
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸太
4　破産債権の届出期間　平成25年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６号
福岡県飯塚市枝国574番地73
債務者　河野　秀治
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　康祐
4　破産債権の届出期間　平成25年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１２８号
福岡県久留米市田主丸町牧994番地１
債務者　松田　正行
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣津　洋吉
4　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２９４３号
大阪市西成区橘３丁目18番７号
債務者　永見　哲夫
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　英博
4　破産債権の届出期間　平成25年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２号
青森県弘前市大字城西２丁目３番地６
債務者　熊谷　一敏
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第８６号
青森県弘前市大字高崎１丁目５番地12　木村住宅
債務者　三上　晴基
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第８７号
青森県弘前市大字高崎１丁目５番地12　木村住宅
債務者　三上　邦子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２９３０号
大阪府摂津市千里丘１丁目３番12―304号
債務者　名倉　康功
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村本　純子
4　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２４号
名古屋市東区白壁１－１　名古屋拘置所内、住民票上の住所岐阜市本町１丁目32番地３
債務者　遠藤　　孝
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　秀剛
4　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６号
鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目29番11号、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志2946番地
債務者　清水　正志
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目29番12号、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志2946番地
債務者　吉見　　香
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
山口県岩国市麻里布町５丁目７番31―303号
債務者　堤　　悦子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
4　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
山口地方裁判所岩国支部